

# ワコアフリース製品登録管理規程

制 定 2019 年 3 月 22 日

最終改正 2025 年 1 月 30 日

## 1. 目 的

本規程は別途定めるワコアフリース製品規格に適合した製品が適正に供給されることを目的に必要な事項を定めたものである。

## 2. 用 語

用語の定義は以下の通りとする。

### ◆ワコアフリース

不織布（フリース）について、日本壁装協会が自主的に定めた「ワコアフリース製品規格」に適合し、日本壁装協会に登録されたフリース壁紙（ワコアフリース壁紙）とフリース壁紙専用接着剤（ワコアフリース接着剤）のこと。

### ◆ワコアフリース壁紙

ポリエステル等の合成繊維をパルプと混合した不織布を用いて、表面に意匠性を持たせる為の加工を行った壁紙で2つのタイプ（「ダイレクトタイプ」と「裏打ちタイプ」）がある。

### ◆ワコアフリース接着剤

でんぷんもしくはメチルセルロースを主成分とする、ワコアフリース専用の接着剤

## 3. ワコアフリース登録申請資格

登録申請者は日本壁装協会の会員とし、壁紙および接着剤を製造・輸入するもの。またはそれらの販売（内需・輸入）を行うものとする。登録は以下、3つの分類（品種登録、接着剤登録、壁紙登録）がある。

| 分類      | 品種登録*1 | 接着剤登録*2 | 壁紙登録*3 |
|---------|--------|---------|--------|
| 壁紙製造会員  | ○      | —       | —      |
| 壁紙輸入会員  | ○      | —       | ○      |
| 接着剤製造会員 | —      | ○       | —      |
| 壁紙販売会員  | —      | —       | ○      |

\*1 ワコアフリース壁紙に使用する不織布の登録申請

\*2 ワコアフリース壁紙施工時に使用する接着剤（新規品・OEM品）の登録申請

\*3 ワコアフリース壁紙の登録申請

## 4. 各種登録申請手続き

### 4-1. 申請時の提出書類

ワコアフリース各種登録申請は以下、表 1 の書類を準備し、協会に提出（申請）を行う。書類に不備がある場合や登録が出来ない理由等ある場合はその旨、登録申請者に通知し、修正・改善等の要請を行う。

表 1 各種申請時の提出書類一覧

| 項目           | 書式名（提出書類）              | 書式番号  | 作成部数 |
|--------------|------------------------|-------|------|
| 品種登録         | ワコアフリース壁紙 品種登録申請書      | WV1-1 | 1    |
|              | ワコアフリース壁紙 試験成績書        | WV1-2 | 1    |
| 接着剤登録        | ワコアフリース接着剤 製品登録申請書     | WV2-1 | 1    |
|              | ワコアフリース接着剤 試験成績書       | WV2-2 | 1    |
| 接着剤 OEM 製品登録 | ワコアフリース接着剤 OEM 製品登録申請書 | WV2-3 | 1    |
| 壁紙登録         | ワコアフリース壁紙 製品登録申請書      | WV3-1 | 1    |

### 4-2. 品種登録

登録申請者は「書式 WV1-1」および「書式 WV1-2」を協会に提出（申請）を行う。協会は申請内容がワコアフリース製品規格に適合していることを確認し、品種コードを付与、登録を行う。登録申請者には登録通知書を発行する。

### 4-3. 接着剤登録（新規品）

登録申請者は「書式 WV2-1」および「書式 WV2-2」を協会に提出（申請）を行う。協会は申請内容がワコアフリース製品規格に適合していることを確認し、登録を行う。登録申請者には登録通知書を発行する。

### 4-4. 接着剤登録（OEM 品）

登録申請者は「書式 WV2-3」を協会に提出（申請）を行う。協会は申請内容に不備がないことを確認し、登録を行う。登録申請者には登録通知書を発行する。

### 4-5. 壁紙登録

登録申請者は「書式 WV3-1」を協会に提出（申請）を行う。協会は申請内容に不備がないことを確認し、登録を行う。登録申請者には登録通知書を発行する。

なお、登録できる壁紙は、品種コードを付与された壁紙で尚且つ、壁紙品質情報検索システムに登録されている商品に限る。

## 5. 登録期間

登録期間は壁紙、接着剤共に年度単位（毎年4月1日～翌年3月31日）とする。登録時期が年度の途中であっても、当該年度までとする。

## 6. 登録の変更・削除

登録申請者は登録内容の変更あるいは削除が生じた場合、事務局にその旨、連絡を行う。

## 7. 品質管理

登録申請者は自身の責任において、製品の品質保証を担うこととする。

## 8. 登録の更新

毎年度、ワコアフリース壁紙およびワコアフリース接着剤の登録更新を行う。更新した内容は登録通知書を発行し、登録申請者に通知する。

## 9. ワコアフリースマーク

登録申請者は協会に登録されているワコアフリース壁紙およびワコアフリース接着剤についてワコアフリースマークの使用が可能となる。

マークの位置や大きさは登録申請者の任意で決めてよいが、著しくマークの変形等を行わないよう配慮すること。



枠なし



枠あり

## 10. 免責

協会は申請された壁紙および接着剤について、ワコアフリース製品規格に適合するかのみ確認（審査）をするものであり、個別製品の品質保証は一切、負わないものとする。また、登録申請者等で何らかの紛争や被害が生じた場合、協会ではその責任を一切、負わないものとする。

## 附則

1. 規程に定めのない事項または疑義が生じた場合はワコアフリース委員会で決定する。必要に応じて理事会に報告する。
2. 規程の改廃はワコアフリース委員会で決定する。必要に応じて理事会に報告する。
3. 必要に応じて協会も試験を実施し、ワコアフリース製品規格に適合しているか確認を行う。